

令和4年度 第1回 観光の年間平準化に関する万国津梁会議
会議次第

日時：令和4年11月4日（金）

13:00－15:00

場所：県庁6階第2特別会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員長の選出
- 4 委員自己紹介
- 5 議事
 - (1) 沖縄県における季節性の現状と課題について
 - (2) 今年度の議論のテーマとフレームについて
 - (3) オフ期の魅力を高めるための参考事例と沖縄県の事例について
- 6 閉会

○配布資料

- ① 次第、委員名簿、配席図、設置要綱
- ② 資料1 沖縄県における季節性の現状と課題
- ③ 資料2 今年度の議論のテーマとフレーム
- ④ 資料3 オフ期の魅力を高めるための参考事例と沖縄県の事例

令和4年度 観光の年間平準化に関する万国津梁会議
委員名簿

	所属・職名	氏名	出欠
1	イオン琉球(株) 取締役会長	末吉 康敏	○
2	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー 会長	下地 芳郎	欠席
3	(株)かねひで総合研究所 代表取締役理事長	花牟礼 真一	○
4	沖縄ツーリスト(株) 代表取締役会長	東 良和	○
5	沖縄文化芸術振興アドバイザー	平田 大一	○
6	竹富町観光協会 会長	大島 佐喜子	欠席
7	沖縄アリーナ(株) 代表取締役社長	安永 淳一	○
8	(株)リクルートライフスタイル沖縄 代表取締役社長	有木 真理	オンライン
9	(株)JTB沖縄 代表取締役社長執行役員	杉本 健次	オンライン

令和4年度 第1回 観光の年間平準化に関する万国津梁会議
配席図

日時: 令和4年11月4日(金) 13:00-15:00
場所: 県庁6階第2特別会議室

スクリーン

杉本委員はオンライン参加
有木委員はオンライン参加(13時から14時まで)

●
末吉委員

●
東委員

●
安永委員

●
花牟礼委員

●
平田委員

● ● ● ● ●
事務局

出入口

出入口

万国津梁会議設置要綱

(平成 31 年 4 月 5 日知事決裁)

(設置目的)

第 1 条 「21 世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな美ら島おきなわを創造する」ことが沖縄 21 世紀ビジョンの基本理念である。

時を超えて、いつまでも子ども達の笑顔が絶えない豊かな美ら島おきなわとして、目指すべき将来像は、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」、「希望と活力にあふれる豊かな島」、「世界に開かれた交流と共生の島」、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」の 5 つである。

これらの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するために、更なる政策の推進が必要であり、有識者等から意見を聴くため「万国津梁会議」を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 万国津梁会議は、次の各号に掲げる事項について知事に意見を述べることができ、それぞれ当該各号に掲げる事項ごとに組織するものとする。

- (1) 人権・平和に関すること。
 - (2) 情報・ネットワーク・行政に関すること。
 - (3) 経済・財政に関すること。
 - (4) 人財育成・教育・福祉・女性に関すること。
 - (5) 自然・文化・スポーツに関すること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、知事は、必要な事項について会議を組織し、意見を求めることができる。
- 3 各会議は、前項の事項について知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 各会議は、それぞれ委員 5 人程度で組織する。

- 2 会議は、前条に規定する所掌事務毎に開催するものとする。

(委員)

第 4 条 委員は、各会議の内容等について優れた識見を有する者のうちから、知事が依頼する。

- 2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 各会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、各会議を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 各会議は、知事が招集し、委員長がその議長となる。

(委員以外の参加)

第7条 各会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させて、意見を述べさせることができる。

(庶務等)

第8条 会議全体に係る管理・調整等については、文化観光スポーツ部が所管する。

- 2 各会議の庶務は、第2条第1項各号を所管する部局において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。